

2024年10月2日 オリックス株式会社 (コード番号:8591)

# 譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

オリックス株式会社(本社:東京都港区、社長:井上 亮)は、本日、自己株式の処分(以下「本自己株式 処分」又は「処分」)を行うことについて、以下のとおり決定しましたので、お知らせします。

#### 1. 処分の概要

1. /2/1 / ///		
(1)	処 分 期	2024年12月2日
(2)	処分する株式	当社普通株式 141,700 株
	種類及び	当任育連体式   141,700 体
(3)	処 分 価	1 株につき 3,363 円
(4)	処 分 総	476,537,100 円
(5)	処分先及びその	当社の社員 235名 106,600株
	数並びに処分株	当社の子会社等**の社員 81名 35,100株
	0	
(6)	その	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出して
		います。

<sup>※</sup> 当社の完全子会社及び当社の完全子会社が発行済株式の総数を所有する会社を指します。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年度より、当社及び一部グループ会社の主に幹部職(以下「対象者」)を対象に、経営への 参画意識をより醸成するとともに、中長期的かつ持続的な企業価値向上に向けた主体的な行動を促すことを 目的に、インセンティブプランとして譲渡制限付株式付与制度(以下「本制度」)を導入しています。本制度 の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

対象者は、本制度に基づき、当社又は当社の子会社等から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、当社の代表執行役の決定日の前営業日における東京証券取引所での当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基準として当該普通株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会による委任に基づき、当社の代表執行役が決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象者は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれます。

本自己株式処分にあたっては、当社は、割当予定先である対象者316名に対して当社又は当社の子会社等から金銭債権合計476,537,100円を支給し、当社の普通株式(以下「本割当株式」)141,700株を付与することとしました。また、中長期的かつ持続的な企業価値向上へのインセンティブ付与と本制度の導入目的に鑑み、

譲渡制限期間を約3年としています。本自己株式処分において、当社と対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」)の概要は、以下3.のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

### (1) 譲渡制限期間

2024年12月2日~2027年11月30日

### (2) 譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の社員のうち当社が予め定める地位 (以下「本対象地位」)にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時点をもって、当該時点 において対象者が保有する本割当株式の全部について譲渡制限を解除します。ただし、対象者が、 定年又はその他当社が正当と認める事由により本対象地位を喪失した場合等の一定の事由に該当 した場合には、当該事由に該当した時点の後最初に到来する6月1日又は12月1日のいずれか早い方 の日をもって、同日において対象者が保有する本割当株式の全部について譲渡制限を解除します。

# (3) 当社による無償取得

対象者が、譲渡制限期間中に上記(2)で定める事由以外の事由により本対象地位を喪失した場合 等の一定の事由に該当した場合、当該時点をもって、当該時点において対象者が保有する本割当株 式の全部を、当社は無償で取得します。また、当社は、譲渡制限期間の満了した時点の直後の時点 をもって、当該時点において対象者が保有する譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を無 償で取得します。

## (4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の決定により、当該承認の日において対象者が保有する本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除します。また、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない対象者が保有する本割当株式の全部を、当社は無償で取得します。

### (5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年10月1日(当社の代表執行役の決定日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,363円としています。これは、当社の代表執行役の決定日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えています。

以 上